

平成30年度

履 修 案 内

弘前大学大学院教育学研究科

目 次

I. はじめに	1
1. 履修案内について	1
2. 履修に関する基本的なことから	1
3. 履修に関する特例措置	1
(1) 教育方法の特例	1
(2) 長期履修学生の制度	2
(3) 教育職員免許取得プログラム	2
4. 教育職員免許状の取得について	2
II. 授業科目の履修	3
1. 授業の実施と履修方法	3
(1) 授業期間と授業時限	3
(2) 授業科目の開講予定とシラバス	3
(3) 履修科目の届出	3
(4) 授業の方法と単位	3
(5) 単位修得の認定と評価	4
(6) 学部授業の履習（学校教育専攻のみ）	4
2. 履修基準と履修方法	4
(1) 学校教育専攻（臨床心理学領域を除く）	4
(2) 学校教育専攻臨床心理学領域	5
(3) 教職実践専攻	5
(4) 教育職員免許状取得に関わる授業科目	5
III. 学位論文（学校教育専攻）	14
1. 学位論文の概要	14
2. 学位論文の提出までの手順等について	14
(1) 学位論文の提出に要する基礎資格	14
(2) 学位論文のテーマの決定及び研究成果の報告	14
(3) 学位論文の提出に関わる手続	14
3. 学位論文の体裁等について	14
4. 保存用の学位論文の提出	15
5. 学位論文の審査基準	15
IV. 学習成果報告書（教職実践専攻）	16
1. 学習成果報告書の概要	16
2. 学習成果報告書の提出までの手順等について	16
(1) 学習成果報告書の提出に要する基礎資格	16
(2) 学習成果報告書のテーマの決定及び研究成果の報告	16
(3) 学習成果報告書の提出に関わる手続	16
3. 学習成果報告書の体裁等について	17
4. 保存用の学習成果報告書の提出	17
5. 学習成果報告書の審査基準	17
V. 学生生活を支援する施設・組織や制度等	18
1. 教育学研究科学生相談員制度について	18
2. 転領域，転コース，転専攻について	18
VI. 関係規則	19
1. 弘前大学大学院教育学研究科規程	19
2. 学位論文の審査及び最終試験の実施に関する内規	31
3. 学習成果報告書の審査の実施に関する内規	33

I. はじめに

1. 履修案内について

弘前大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）は、学校教育専攻と教職実践専攻（教職大学院）で構成されている。本研究科における教育は授業科目の授業・学習等及び学位論文・学習成果報告書等の作成等に対する指導（以下、研究指導という。）によって行われる。これは本研究科学生（以下「学生」という。）の側からは授業科目の履修と研究活動に基づく学位論文・学習成果報告書等の作成ということになる。また、それを支える学生生活も大きな要素である。これらのことについては、学生便覧に掲載されている弘前大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）や、この冊子に掲載されている弘前大学大学院教育学研究科規程（以下「研究科規程」という。）を始めとする諸規則によって定められているが、ここでは、それらに基づいてより具体的に説明しているので、併せて熟読し、遺漏の無いようにしていただきたい。

なお、この履修案内の内容は平成29年度入学の学生に適用されるものであり、28年度以前入学の者には、平成28年度版の履修案内等に異なった内容が記載されている場合、そちらが適用される。不明の点については、教育学部教務担当に問い合わせること。

また、本研究科では、学生に対する諸通知を原則として掲示および教育学部グループウェア（A・N e t）で行うので、見落とさないよう注意していただきたい。

2. 履修に関する基本的なことから

本研究科の標準修業年限及び在学期間については、それぞれ2年及び4年と定められている。

本研究科の教育は授業科目の授業・実習等と研究指導により行うものとされ、後者について各学生は定められた指導教員から研究及び論文・学習成果報告書等の指導等を受ける。

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることとし、これを4月1日から9月30日までの前期と、10月1日から翌年3月31日間までの後期に分けて授業等が行われる。各学年の日程については、年度当初に行事日程表により示される。なお、休業日については大学院規則第10条に規定されている。

3. 履修に関する特例措置

本研究科では、現職教員を始め、職業を有している学生に対し、次のような履修に関する特例措置をとることがある。

（1）教育方法の特例

現職教員である学生に対しては、その教育・研究上の効果が特に期待されると認められる場合は、大学院設置基準第14条に規定する「教育方法の特例」を適用し、次の方法で履修できるものとする。ただし、学校教育専攻臨床心理学分野の学生には適用しない。

1) 学校教育専攻の場合

①修業年限2年のうち、原則として第1年次は在職校の職務を離れて修学に専念し、履修基準に定められた30単位（課程修了に必要な単位数）のうち、20単位以上を修得する。

②第2年次において教育方法の特例の通用を受ける授業科目は、「課題研究」科目とする。

③教育方法の特例による授業は、平日においては6校時以降（表Ⅱ－1参照）、土曜日、または夏季及び冬季休業期間中に実施する。

2) 教職実践専攻の場合

①修業年限2年のうち、第1年次は在職校等における勤務を離れて大学院での学業に専念し、課程修了に必要な46単位のうち、ミドルリーダー養成コースにおいては、42単位以上、教育実践開発コースにおいては、31単位以上を修得する。

②第2年次は、在職校等に復帰し勤務しながら残りの単位を修得するとともに、研究科の指定した日に登校して、必要な授業等を受けるものとする。

③第2年次の特例による授業は、夜間又は夏季・冬季休業期間中等に実施する。

(2) 長期履修学生の制度（学校教育専攻のみ）

本研究科では、職業（定職）を有する学生は、大学院学則及び弘前大学大学院長期履修学生に関する規定（学生便覧に掲載）に基づき、あらかじめ履修計画を立て、それが承認されれば、授業料の負担増無く、履修期間を4年まで延長することができる。

不明の点は、教育学部教務担当に問い合わせること。

(3) 教育職員免許取得プログラム（学校教育専攻のみ）

本プログラムは、前項の長期履修制度を活用し、本研究科の教育課程の他に学部科目の履修が許可され、新たな教育職員免許状取得が可能となる制度である。

標準年限を3年間に設定しているが、入学前の単位の修得状況により在学期間を短縮することも可能となるため、教育職員免許状取得のための必要単位は教育学部教務担当に問い合わせ、履修計画に関しては指導教員と相談すること。

4. 教育職員免許状の取得について

本研究科では、教育職員免許法に基づき、学生の有する基礎資格と履修した授業科目に応じて、修了時に教育職員専修免許状を取得することができる。

取得できる免許状の種類は、研究科規程別表第5に示された通りで、必要な基礎資格、及び免許法に定められた科目の区分と最低修得単位数は表Ⅰ－1の通りである。科目の区分と本研究科の授業科目の対応関係については、Ⅱ. の2. の（4）を参照のこと。

表Ⅰ－1 専修免許状取得のための条件

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数	科目の区分
小学校教諭専修免許状	修士の学位及び小学校教諭一種免許状を有すること	24	教科又は教職に関する科目
中学校教諭専修免許状	修士の学位及び中学校教諭一種免許状を有すること	24	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭専修免許状	修士の学位及び高等学校教諭一種免許状を有すること	24	教科又は教職に関する科目
幼稚園教諭専修免許状	修士の学位及び幼稚園教諭一種免許状を有すること	24	教科又は教職に関する科目
養護教諭専修免許状	修士の学位及び養護教諭一種免許状を有すること	24	養護又は教職に関する科目
特別支援学校教諭専修免許状	修士の学位及び特別支援学校教諭一種免許状を有すること	24	特別支援教育に関する科目

II. 授業科目の履修

本研究科における授業科目の履修に際しては、次のことがらに留意すること。

1. 授業の実施と履修方法

(1) 授業期間と授業時限

授業は、前期においては4月から8月、後期においては10月から翌年2月の期間に、それぞれ原則として15週間にわたって実施する。ただし、休業期間中などに集中授業として実施することもある。

通常の授業は表Ⅱ-1に示されたように、1時限を45分として1日に10時限を設け、原則として2時限をまとめて1校時とし、授業科目を配置する。なお、教育方法の特例に対応した夜間の授業として、6校時(11・12時限)以降を設けることがある。

表Ⅱ-1

校 時	時 限	授 業 時 間	備 考
1校時	1・2時限	8時40分～10時10分	通 常 の 授 業 時 間 帯
2校時	3・4時限	10時20分～11時50分	
3校時	5・6時限	12時40分～14時10分	
4校時	7・8時限	14時20分～15時50分	
5校時	9・10時限	16時00分～17時30分	
6校時	11・12時限	18時00分～19時30分	特例による夜間 の授業時間帯
7校時	13・14時限	19時40分～21時10分	

(2) 授業科目の開講予定とシラバス

本研究科で開講する授業科目は研究科規程に定められているが、表Ⅱ-2～4に、開講予定を含めて示されているので、履修計画の立案に役立てていただきたい。

また、授業内容や成績評価基準等については本研究科のホームページにリンクするシラバスに掲載されているので参照していただきたい。

(3) 履修科目の届出

学生は履修しようとする授業科目について、学年当初の所定の期日までに履修科目届をもって届け出なければならない。なお、履修科目は研究内容とも関係するので、その決定に際しては指導教員と相談し、承認を得ることになっている。

なお、時間割上同一の校時に開講されている複数の授業科目を同時に履修することはできない。

また、授業科目の履修に際しては、授業担当教員に履修カードを提出すること。

(4) 授業の方法と単位

授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行われる。そのうち、講義及び演習については、15時限の履修をもって1単位。実験、実習及び実技については、30時限の履修をもって1単位とする。

(5) 単位修得の認定と評価

各授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告等（作品や実技を含む）により授業担当教員が行うが、総授業時数に対し出席時数が3分の2に達していない者は原則として認定の対象としない。

試験については、原則として授業の終了する時期に行なう。追試験は原則として行わないが、やむを得ない事情で受験できなかった者に対しては、願い出により実施される場合がある。

成績の評価は、研究科規程第15条の定めにより行い、単位を付与する。

成績評価に疑問がある場合は、成績を評価した教員にその根拠を尋ねることができるので、成績が判明した段階で、オフィスアワーの時間帯を使って速やかに確認すること。

評価に納得できない場合は、成績通知開始日から2週間以内に教務担当に申し出ること。その後、研究科運営委員会の成績の苦情処理を専門に扱う教員が対処する。

なお、期限を過ぎた場合は、成績評価に対する異議申し立てを受理しないので注意すること。

(6) 学部授業の履習（学校教育専攻のみ）

本研究科の学生は、学部授業科目の履修に関する申合せ事項にしたがって、次のように弘前大学教育学部（以下「学部」という。）で開講する授業科目を履修することができる。

ただし、教育職員免許取得プログラム以外の入学生は、新たな教育職員免許状を取得するために学部で開講する授業科目を修得することはできない。

- 1) 学生は、指導教員が特に必要と認めた場合には、学部で開講する授業科目を履修することができる。ただし、これらにより付与された単位は、本研究科の履修基準に定められた修了に必要な単位には該当しない。
- 2) 学部で開講する授業科目の履修を希望する場合には、履修科目届に記載し、指導教員の確認を得た上で、所定の期日までに提出する。

2. 履修基準と履修方法

本研究科では、研究科規程の別表に定められた履修基準及び履修方法に従って、各科目区分から修了に必要な単位を修得しなければならない。なお、履修基準を超えて単位を修得することは差し支えないが、研究活動に支障の生じないように、前記のように履修科目の届出に際しては指導教員と相談すること。

また、教育職員専修免許状の取得を希望する場合には、これに関わる単位修得についての規定や、後述の授業科目との対応関係にも注意すること。

(1) 学校教育専攻（臨床心理学領域を除く）

学校教育専攻（臨床心理学領域を除く）における履修基準と履修方法については研究科規程別表第4に定められているので、同規程別表第1及び本履修案内の表Ⅱ-2を参照して履修すること。

なお、「共通科目」は、本専攻（臨床心理学領域を除く）における教育研究や人材養成の基盤となる教育的視点からの資質能力の醸成を図るための授業科目である。「教育実践研究Ⅰ」と「教育実践研究Ⅱ」は一斉授業として実施されるが、「教育活動演習」は各学生の研究活動と関連付けて、その中で広義の教育活動に該当する部分を取り上げ、それぞれの指導教員が担当して実施される。実施時期は一定でないので、単位は修了時に付与される。

(2) 学校教育専攻臨床心理学領域

学校教育専攻臨床心理学分野における履修基準と履修方法については研究科規程別表第3に定められている。自由科目には本分野の専門科目以外も該当するので本履修案内の表Ⅱ-3を参照して履修すること。

(3) 教職実践専攻

教職実践専攻における履修基準と履修方法については研究科規程別表第2に定められている。本履修案内の表Ⅱ-4を参照して履修すること。

(4) 教育職員免許状取得に関わる授業科目

本研究科の授業科目は、表Ⅰ-1に示された各免許状の取得に必要な「教科又は教職に関する科目」「養護又は教職に関する科目」及び「特別支援教育に関する科目」に、次のように対応している。

1) 教職に関する科目

- ①表Ⅱ-2の「教育実践研究Ⅰ」，「教育実践研究Ⅱ」，「教育活動演習」については，小学校・中学校・高等学校教諭免許状の教職に関する科目に該当する。
- ②表Ⅱ-2-1に記載された授業科目については，全て小学校・中学校・高等学校教諭免許状の教職に関する科目に該当する。
- ③表Ⅱ-2-3に記載された次に掲げる授業科目については，中学校・高等学校の当該免許状の教職に関する科目である。（国語教育内容論Ⅰ，国語教材方法論Ⅰ，国語教材実践演習Ⅰ，社会科教育内容論Ⅰ，社会科教材方法論Ⅰ，社会科教材実践演習Ⅰ，数学教育内容論Ⅰ，数学教材方法論Ⅰ，数学教材実践演習Ⅰ，理科教育内容論Ⅰ，理科教材方法論Ⅰ，理科教材実践演習Ⅰ，理科教材実践演習Ⅱ，理科教材実践演習Ⅲ，音楽教育内容論Ⅰ，音楽教材方法論Ⅰ，音楽教材実践演習Ⅰ，音楽教材実践演習Ⅱ，美術教育内容論Ⅰ，美術教材方法論Ⅰ，美術教育内容論Ⅱ，保健体育科教育内容論Ⅰ，保健体育科教材方法論Ⅰ，保健体育科教材実践演習Ⅰ，技術教育内容論Ⅰ，技術教材方法論Ⅰ，技術教材実践演習Ⅰ，家政教育内容論Ⅰ，家政教材方法論Ⅰ，家政教材実践演習Ⅰ，英語教育内容論Ⅰ，英語教材方法論Ⅰ，英語教材実践演習Ⅰ）
- ④表Ⅱ-4の科目区分「基礎科目」欄及び「教育実践研究科目」欄に記載された科目については，幼稚園・小学校・中学校・高等学校・養護教諭免許状の教職に関する科目に該当する。（ただし，「教科領域指導研究」については養護学校教諭免許状の場合は該当しない。「生徒指導の理論的視点と実践的視点」については幼稚園教諭免許状の場合は該当しない。）
- ⑤表Ⅱ-4-1の発展科目の「協働的生徒指導のマネジメント」については，小学校・中学校・高等学校・養護教諭免許状の教職に関する科目に該当する。「学校教育と教育行政」については，幼稚園・小学校・中学校・高等学校・養護教諭免許状の教職に関する科目に該当する。「教職員の職能成長」については，幼稚園・小学校・中学校・高等学校・養護教諭免許状の教職に関する科目に該当する。
- ⑥表Ⅱ-4-2の発展科目の「実践的教育相談の課題と展開」，「教育実践課題解決研究」，「教育における社会的包摂の課題研究」については，幼稚園・小学校・中学校・高等学校・養護教諭免許状の教職に関する科目に該当する。「幼児児童教育の理解」については，幼稚園教諭免許状の教職に関する科目に該当する。

2) 教科に関する科目

- ①表Ⅱ－２－３に記載された次に掲げる授業科目については、中学校・高等学校の当該免許状の教職に関する科目である。（国語教育内容論Ⅱ，国語教材方法論Ⅱ，国語教材実践演習Ⅱ，国語教育内容論Ⅲ，国語教材方法論Ⅲ，国語教材実践演習Ⅲ，社会科教育内容論Ⅱ，社会科教材方法論Ⅱ，社会科教材実践演習Ⅱ，社会科教育内容論Ⅲ，社会科教材方法論Ⅲ，社会科教材実践演習Ⅲ，数学教育内容論Ⅱ，数学教材方法論Ⅱ，数学教材実践演習Ⅱ，数学教育内容論Ⅲ，数学教材方法論Ⅲ，数学教材実践演習Ⅲ，理科教育内容論Ⅱ，理科教材方法論Ⅱ，理科教育内容論Ⅲ，理科教材方法論Ⅲ，音楽教育内容論Ⅱ，音楽教材方法論Ⅱ，音楽教育内容論Ⅲ，音楽教材方法論Ⅲ，音楽教材実践演習Ⅲ，美術教材実践演習Ⅰ，美術教材方法論Ⅱ，美術教材実践演習Ⅱ，美術教育内容論Ⅲ，美術教材方法論Ⅲ，美術教材実践演習Ⅲ，保健体育科教育内容論Ⅱ，保健体育科教材方法論Ⅱ，保健体育科教材実践演習Ⅱ，保健体育科教育内容論Ⅲ，保健体育科教材方法論Ⅲ，保健体育科教材実践演習Ⅲ，技術教育内容論Ⅱ，技術教材方法論Ⅱ，技術教材実践演習Ⅱ，技術教育内容論Ⅲ，技術教材方法論Ⅲ，技術教材実践演習Ⅲ，家政教育内容論Ⅱ，家政教材方法論Ⅱ，家政教材実践演習Ⅱ，家政教育内容論Ⅲ，家政教材方法論Ⅲ，家政教材実践演習Ⅲ，英語教育内容論Ⅱ，英語教材方法論Ⅱ，英語教材実践演習Ⅱ，英語教育内容論Ⅲ，英語教材方法論Ⅲ，英語教材実践演習Ⅲ）

3) 特別支援教育に関する科目

表Ⅱ－２－２に記載された授業科目は、特別支援教育に関する科目に該当する。

表Ⅱ－２ 学校教育専攻の授業科目及び開講予定（臨床心理学領域を除く）

科目区分	授業科目	単位数	開 講 予 定				備 考
			平成30年度		平成31年度		
			前期	後期	前期	後期	
共通科目	教育実践研究Ⅰ	2	○		○		必修
	教育実践研究Ⅱ	2		○		○	必修
	教育活動演習	4	○				必修
	研究倫理Ⅰ	1	○		○		必修
	研究倫理Ⅱ	1		○		○	
	学校教育課題研究	4	○				選択必修（いずれか4単位を修得すること）
	教科教育課題研究	4	○				

表Ⅱ－２－１ 学校教育専攻 教育科学コース（教育科学領域）

科目区分	授業科目	単位数	開 講 予 定				備 考
			平成30年度		平成31年度		
			前期	後期	前期	後期	
専門科目	教育方法特論	2					6単位以上を修得すること
	社会教育特論	2					
	教育社会学特論Ⅰ	2					
	教育社会学特論Ⅱ	2					
	教育心理学特論	2					
	発達心理学特論	2					
	教育学特論	2					
	幼児教育特論	2					
	教育方法演習	2					4単位以上を修得すること
	社会教育演習	2					
	教育社会学演習Ⅰ	2					
	教育社会学演習Ⅱ	2					
	教育心理学演習	2					
	発達心理学演習	2					
	教育学演習	2					
	幼児教育演習	2					
	教育科学調査実習	2					4単位以上を修得すること
	教育科学実践演習	2					
	教育科学実験演習	2					

授業科目の開講年度・学期等は年度ごとに定める。

表Ⅱ－２－２ 学校教育専攻 特別支援教育コース（特別支援教育領域）

科目区分	授業科目	単位数	開講予定				備考
			平成30年度		平成31年度		
			前期	後期	前期	後期	
専門科目	特別支援教育原理論Ⅰ	2					6単位以上を修得すること
	特別支援教育原理論Ⅱ	2					
	特別支援教育特論Ⅰ	2					
	特別支援教育特論Ⅱ	2					
	特別支援教育各論Ⅰ	2					
	特別支援教育各論Ⅱ	2					
	特別支援教育開発演習Ⅰ	2					4単位以上を修得すること
	特別支援教育開発演習Ⅱ	2					
	特別支援教育開発演習Ⅲ	2					
	特別支援教育開発実習Ⅰ	2					
	特別支援教育開発実習Ⅱ	2					
	特別支援教育開発実習Ⅲ	2					
	特別支援教育実践演習Ⅰ	2					4単位以上を修得すること
	特別支援教育実践演習Ⅱ	2					
	特別支援教育実践実習Ⅰ	2					
	特別支援教育実践実習Ⅱ	2					
	特別支援教育相談支援実習Ⅰ	2					
	特別支援教育相談支援実習Ⅱ	2					

授業科目の開講年度・学期等は年度ごとに定める。

表Ⅱ－２－３ 学校教育専攻 教科実践コース（国語教育領域，社会科教育領域，数学教育領域，理科教育領域，音楽教育領域，美術教育領域，保健体育領域，技術教育領域，家政教育領域，英語教育領域）

科目区分	授業科目	単位数	開講予定				備考
			平成30年度		平成31年度		
			前期	後期	前期	後期	
専門科目	国語教育内容論Ⅰ	2					6単位以上を修得すること
	国語教育内容論Ⅱ	2					
	国語教育内容論Ⅲ	2					
	社会科教育内容論Ⅰ	2					
	社会科教育内容論Ⅱ	2					
	社会科教育内容論Ⅲ	2					
	数学教育内容論Ⅰ	2					
	数学教育内容論Ⅱ	2					
	数学教育内容論Ⅲ	2					
	理科教育内容論Ⅰ	2					
	理科教育内容論Ⅱ	2					
	理科教育内容論Ⅲ	2					

音楽教育内容論 I	2				
音楽教育内容論 II	2				
音楽教育内容論 III	2				
美術教育内容論 I	2				
美術教育内容論 II	2				
美術教育内容論 III	2				
保健体育科教育内容論 I	2				
保健体育科教育内容論 II	2				
保健体育科教育内容論 III	2				
技術教育内容論 I	2				
技術教育内容論 II	2				
技術教育内容論 III	2				
家政教育内容論 I	2				
家政教育内容論 II	2				
家政教育内容論 III	2				
英語教育内容論 I	2				
英語教育内容論 II	2				
英語教育内容論 III	2				
国語教材方法論 I	2				4 単位以上を修得すること
国語教材方法論 II	2				
国語教材方法論 III	2				
社会科教材方法論 I	2				
社会科教材方法論 II	2				
社会科教材方法論 III	2				
数学教材方法論 I	2				
数学教材方法論 II	2				
数学教材方法論 III	2				
理科教材方法論 I	2				
理科教材方法論 II	2				
理科教材方法論 III	2				
音楽教材方法論 I	2				
音楽教材方法論 II	2				
音楽教材方法論 III	2				
美術教材方法論 I	2				
美術教材方法論 II	2				
美術教材方法論 III	2				
保健体育科教材方法論 I	2				
保健体育科教材方法論 II	2				
保健体育科教材方法論 III	2				
技術教材方法論 I	2				
技術教材方法論 II	2				
技術教材方法論 III	2				
家政教材方法論 I	2				

家政教材方法論Ⅱ	2				
家政教材方法論Ⅲ	2				
英語教材方法論Ⅰ	2				
英語教材方法論Ⅱ	2				
英語教材方法論Ⅲ	2				
国語教材実践演習Ⅰ	2				4単位以上を修得すること
国語教材実践演習Ⅱ	2				
国語教材実践演習Ⅲ	2				
社会科教材実践演習Ⅰ	2				
社会科教材実践演習Ⅱ	2				
社会科教材実践演習Ⅲ	2				
数学教材実践演習Ⅰ	2				
数学教材実践演習Ⅱ	2				
数学教材実践演習Ⅲ	2				
理科教材実践演習Ⅰ	2				
理科教材実践演習Ⅱ	2				
理科教材実践演習Ⅲ	2				
音楽教材実践演習Ⅰ	2				
音楽教材実践演習Ⅱ	2				
音楽教材実践演習Ⅲ	2				
美術教材実践演習Ⅰ	2				
美術教材実践演習Ⅱ	2				
美術教材実践演習Ⅲ	2				
保健体育科教材実践演習Ⅰ	2				
保健体育科教材実践演習Ⅱ	2				
保健体育科教材実践演習Ⅲ	2				
技術教材実践演習Ⅰ	2				
技術教材実践演習Ⅱ	2				
技術教材実践演習Ⅲ	2				
家政教材実践演習Ⅰ	2				
家政教材実践演習Ⅱ	2				
家政教材実践演習Ⅲ	2				
英語教材実践演習Ⅰ	2				
英語教材実践演習Ⅱ	2				
英語教材実践演習Ⅲ	2				

授業科目の開講年度・学期等は年度ごとに定める。

表Ⅱ－３ 学校教育専攻 教育科学コース（臨床心理学領域）

科目区分	授業科目	単位数	開講予定				備考	
			平成30年度		平成31年度			
			前期	後期	前期	後期		
臨床心理学に関する必修科目	臨床心理学特論Ⅰ	2						
	臨床心理学特論Ⅱ	2						
	臨床心理面接特論Ⅰ	2						
	臨床心理面接特論Ⅱ	2						
	臨床心理面接特論Ⅲ	2						
	臨床心理査定演習Ⅰ	2						
	臨床心理査定演習Ⅱ	2						
	臨床心理基礎実習	2						
	臨床心理実習	2						
臨床心理学に関する 選択科目	A 群	心理学研究法特論	2					
		心理学統計法特論	2					
		臨床心理学研究法特論Ⅰ	2					
		臨床心理学研究法特論Ⅱ	2					
	B 群	人格心理学特論	2					
		学習心理学特論	2					
		発達心理学特論	2					
	C 群	社会心理学特論	2					
		家族心理学特論	2					
		臨床心理関連行政論	2					
	D 群	精神医学特論	2					
		心身医学特論	2					
	E 群	ブリーフセラピー特論	2					
		行動療法特論	2					
		投映法特論Ⅰ	2					
		投映法特論Ⅱ	2					
学校臨床心理学特論		2						
課題研究	課題研究	4						

授業科目の開講年度・学期等は年度ごとに定める。

表Ⅱ－４ 教職実践専攻の授業科目及び開講予定

共通科目

科目区分	授業科目	単位数	開講予定				備考
			平成30年度		平成31年度		
			前期	後期	前期	後期	
基礎科目	教育課程編成をめぐる動向と課題	2	○		○		
	教育課程の開発と実践	2	○		○		
	学びの様式と授業づくり	2	○		○		
	教科領域指導研究	2	○		○		
	生徒指導の理論的視点と実践的視点	2	○		○		
	教育相談の理論と方法	2	○		○		
	学校安全と危機管理	2	○		○		
	教育経営の課題と実践	2	○		○		
	教育における社会的包摂	2	○		○		
	現代の学校と教員をめぐる動向と課題	2	○		○		
独自テーマ科目	あおもりの教育Ⅰ（環境）	2	○		○		
	あおもりの教育Ⅱ（健康）	2	○		○		
発展科目	教科領域指導研究（発展）	2		○		○	
	養護実践課題解決研究	2		○		○	
	特別支援教育の教育課程の実施と評価	2		○		○	
教育実践研究科目	教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）	1	○		○		
	教育実践研究Ⅱ	1		○		○	
	教育実践研究Ⅲ	1	○		○		
	教育実践研究Ⅳ	1		○		○	

表Ⅱ－４－１ 教職実践専攻 ミドルリーダー養成コース

科目区分	授業科目	単位数	開講予定				備考
			平成30年度		平成31年度		
			前期	後期	前期	後期	
発展科目	地域教育課題研究（教育課程編成・教材開発）	2		○		○	
	協働的生徒指導のマネジメント	2		○		○	
	学校の地域協働と危機管理	2		○		○	
	教育法規の理論と実践	2		○		○	
	学校教育と教育行政	2		○		○	
	教職員の職能成長	2		○		○	
	学校保健のマネジメント	2		○		○	
	学校安全と事故防止	2		○		○	
	養護実践課題解決研究（発展）	2		○		○	
実習科目	実習ⅠA-1（課題把握）	4	○		○		
	実習ⅠA-2（課題把握）	1	○		○		
	実習ⅡA（仮説形成）	3		○		○	
	実習ⅢA（課題検証）	2		○		○	

表Ⅱ－４－２ 教職実践専攻 教育実践開発コース

科目区分	授業科目	単位数	開講予定				備考
			平成30年度		平成31年度		
			前期	後期	前期	後期	
発展科目	地域教育課題研究（授業づくり）	2		○		○	
	教科領域の理論と実践	2		○		○	
	実践的教育相談の課題と展開	2		○		○	
	教育実践課題解決研究	2		○		○	
	教育における社会的包摂の課題研究	2		○		○	
	幼児児童教育の理解	2	○		○		
実習科目	実習ⅠB-1（課題把握）	1	○		○		
	実習ⅠB-2（課題把握）	2	○		○		
	実習ⅡB（仮説形成）	2		○		○	
	実習ⅢB（課題解決研究）	3	○		○		
	実習ⅣB（課題解決検証）	2		○		○	

Ⅲ. 学位論文（学校教育専攻）

1. 学位論文の概要

本専攻における学位論文（修士論文）は、学生が所属する専修・分野に関わる課題について、指導教員の指導の下に研究を行い、その成果を学術論文としてまとめたものとし、当該分野の進展に寄与しうる内容を有するものでなければならない。

提出された学位論文については、この冊子に掲載されている学位論文の審査及び最終試験の実施に関する内規（以下「内規」という。）の定めにより、主査1名及び副査2名の審査委員による審査及び最終試験が実施される。最終試験は当該学位論文を中心として、これに関連のある事項について口頭又は筆答の形で行われる。学位論文の評価は、合格又は不合格とする。

審査に合格した学位論文は「弘前大学学術情報リポジトリ」に電子化した形で保存し、原則として公開する。

2. 学位論文の提出までの手順等について

（1）学位論文の提出に要する基礎資格

学位論文を提出できる者は、本研究科に2年以上在籍し、前記の履修基準にしたがって所定の単位を修得した者又は見込の者とする。

（2）学位論文のテーマの決定及び研究成果の報告

学位論文に関わる研究テーマは、指導教員と打合せの上、年度当初に提出する履修届に「研究課題」として記載する。

研究成果については、中間報告及び最終報告を行う。これらの報告は、各専攻、専修又は分野が主催する中間報告会及び最終報告会で行う。中間報告会は、修了予定年度の10月に、最終報告会は2月（9月修了予定者については8月）に実施される。中間報告における演題は学位論文の題目として予定するものとするが、論文提出時における多少の変更は認める。これらの報告に際してはA4版1枚の報告要旨を作成する。

（3）学位論文の提出に関わる手続

審査を受けるための学位論文の提出期限は、修了見込年度の1月末日（9月修了予定の者は7月末日）正午とする。

提出に際しては、「学位論文」に「学位論文審査願」（学位規則様式第1）、「論文目録」（学位規則様式第3）、「履歴書」（学位規則様式第4）、「学位論文要旨」（研究科様式1）及び国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する規程（平成19年規程第14号）第5条第3項に規定する研究倫理教育の受講を証明する書類を添え、教育学部総務グループ教務担当に届ける。なお、これらの書式等については、事前に同担当で受領すること。

3. 学位論文の体裁等について

学位論文は原則として、A4版の用紙を縦置きにして、コンピュータを使用し横書きで印字する。欧文の場合はダブルスペースで印字する。表紙には、研究題目、所属する専攻・専修（学校教育専攻においては分野）名、学籍番号、氏名、指導教員名を記載する。

4. 保存用の学位論文の提出

保存用の学位論文は、審査用の場合と同様の体裁でページ建てしたものを、原則として、以下の記録媒体に、指定のファイル形式で納めて修了年度の3月末日までに、教育学部教務担当へ提出する。なお、事情のある場合には、紙媒体（プリント）での提出も認める。また、不明の点は、附属図書館資料管理部（内線3156）に問い合わせること。

記録媒体：CD又はDVD

ファイル形式：PDF, Word, Excel, 一太郎, PowerPointのいずれか

弘前大学学術情報リポジトリでの保存に伴い、無償公開に関する許諾書が求められるので、指導教員の承認（署名）を得た上で、論文と共に提出すること。

5. 学位論文の審査基準

学位論文の審査基準及び最終試験の実施における審査基準を本基準により定める。

論文を主査1名と副査2名が査読し、修士論文発表と口頭試問を経て、以下項目について総合的に評価する（100点中60点以上を合格）。

（1）研究テーマ

研究テーマの設定が明確であり、内容が適切に表現されていること。

（2）論文構成

論文作成にあたっての問題意識が明確で、課題の分析・検討が的確になされ、論理の展開に一貫性がみられること。

（3）研究方法

研究テーマに対して適切な方法を採用し、それに則って具体的な分析や考察が行われていること。

（4）先行研究や関連研究に関する理解

先行研究や関連研究に関する文献等が適切な方法で広く調べられ、理解されているとともに、資料掲載の取り扱いが適正であること。

（5）専門性

研究テーマ、問題設定、研究方法、および結論等に当該分野における専門性が認められること。

（6）体裁

論文の記述（表紙、本文、表、図、引用、文献等）が適切であり、整っていること。

IV. 学習成果報告書（教職実践専攻）

1. 学習成果報告書の概要

本専攻における学習成果報告書は、学生が所属する各コースにおいて取り組んだ研究課題について、指導教員の下に研究・実習等を行い、その成果を学習成果報告書としてまとめたものとし、学校教育が直面している教育課題の解決に寄与しうる内容を有するものでなければならない。

提出された学習成果報告書については、学習成果報告書の審査に関する内規の定めにより、実習科目・演習の主査1名及び副査2名が審査する。学習成果報告書の評価は合格又は不合格とする。

なお、学習成果報告書の提出にあたっては、その学習成果報告書の作成に至る2年間の学習内容をまとめたポートフォリオとともに提出するものとし、学習成果報告書の審査の参考とする。

審査に合格した学習成果報告書は「弘前大学学術情報リポジトリ」に電子化した形で保存するとともに、当該年度の『弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）年報』に掲載し、原則として公開する。

2. 学習成果報告書の提出までの手順等について

（1）学習成果報告書の提出に要する基礎資格

学習成果報告書を提出できる者は、本専攻に2年以上在籍し、前記の履修基準にしたがって所定の単位を修得した者又は見込の者とする。

（2）学習成果報告書のテーマの決定及び研究成果の報告

学習成果報告書に関わる研究テーマは、各コースとも、指導教員と打合せの上、1年次後期当初に決定し、その課題解決に向けた実習等に取り組んでいく。ただし、実践と省察の過程で研究テーマを修正する場合は、その都度指導教員と打ち合わせを行うものとする。

研究成果については、各コースとも、1年次の2月に年次報告、2年次（修了予定年度）の10月に中間報告、2月に最終報告を行う。これらの3報告は、本専攻が主催する教育実践研究発表会として行う。

中間報告における演題は学習成果報告書の題目として予定するものとするが、学習成果報告書提出時における多少の変更は認める。

（3）学習成果報告書の提出に関わる手続

審査を受けるための学習成果報告書の提出期限は、修了見込年度の1月末日正午とする。

提出に際しては、「学習成果報告書」に「学習成果報告書要旨」(研究科様式1)、ポートフォリオ(2部)及び国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する規程(平成19年規程第14号)第5条第3項に規定する研究倫理教育の受講を証明する書類を添え、教育学部総務グループ教務担当に届ける。なお、これらの書式等については、事前に同担当で受領すること。

3. 学習成果報告書の体裁等について

学習成果報告書は原則として、A4版の用紙を縦置きにして、コンピュータを使用し横書きで印字する。欧文の場合はダブルスペースで印字する。表紙には、研究題目、所属する専攻・コース名、学籍番号、氏名、指導教員名を記載する。

4. 保存用の学習成果報告書の提出

保存用の学習成果報告書は、審査用の場合と同様の体裁でページ建てしたものを、原則として、以下の記録媒体に、指定のファイル形式で納めて修了年度の2月末日までに、教育学部教務担当へ提出する。なお、事情のある場合には、紙媒体（プリント）での提出も認める。また、不明の点は、附属図書館資料管理部（内線3156）に問い合わせること。

記録媒体：CD又はDVD

ファイル形式：PDF, Word, Excel, 一太郎, PowerPointのいずれか

弘前大学学術情報リポジトリでの保存に伴い、無償公開に関する許諾書が求められるので、指導教員の承認（署名）を得た上で、学習成果報告書と共に提出すること。

5. 学習成果報告書の審査基準

学習成果報告書の審査基準及び教育実践研究発表会の実施における審査基準を本基準により定める。

学習成果報告書を主査1名及び副査2名が査読し、教育実践研究発表会を経て、以下項目について総合的に評価する（100点中60点以上を合格）。

（1）研究テーマ

研究テーマの設定が明確であり、内容が適切に表現されていること。

（2）学習成果報告書の構成

学習成果報告書作成にあたっての問題意識が明確で、課題の分析・検討が的確になされ、論理の展開に一貫性がみられること。

（3）研究・実践方法

研究テーマに対して適切な仮説・方法を採用し、それに則って具体的な実践・検証・考察等が行われていること。

（4）先行研究・実践や関連研究・実践に関する理解

先行研究・実践や関連研究・実践に関する事項が適切な方法で広く調べられ、理解されているとともに、学習成果報告書においてその取り扱いが適正であること。

（5）専門性・汎用性

研究テーマ、課題設定、研究・実践方法、及び結論等に当該研究・実践分野における専門性・汎用性が認められること。

（6）体裁

報告書の記述（表紙、本文、表、図、引用、文献等）が適切であり、整っていること。

V. 学生生活を支援する施設・組織や制度等

弘前大学大学院では、学生の勉学や生活を支援するために、附属図書館、学生センター、学生就職支援センター、国際教育センター、保健管理センター、学生会館等を設置しているので、有効に利用してもらいたい。また、様々な問題について相談を受ける制度、経済的な支援制度（奨学金）、課外活動に関する制度等も設けている。これらについては学生便覧に記載されている。

また、本研究科では独自の制度も設けており、以下にそれらについて説明する。

1. 教育学研究科学生相談員制度について

本研究科では、学生の抱えるさまざまな問題について相談に応じ、解決を図るため、教育学研究科学生相談員の制度を設けている。

概ね次のようなことがらについて相談に応じ、内容によってはより適切に対応出来る教職員や専門家とも連携して対応するので、相談員を気軽に訪ねてもらいたい。相談員については、年度当初に掲示等により周知する。

(1) 相談を受付けることがら

- 1) 学生生活全般に関すること。例えば、就学、生活、健康、就職、進路などの問題（メンタルヘルスやハラスメントも含む）について。
- 2) 成績評価や授業などに関する疑問や質問・苦情について。

(2) 相談方法

相談は原則として個人面談とするが、電話、手紙でもよい。面談についてはなるべく事前に予約すること。相談員は、相談内容について秘密を守る。

2. 転領域、転コース、転専攻について

何らかの事情により、学生が転領域、転コース、転専攻を希望する場合には、以下のよう扱う。但し、教職実践専攻及び学校教育専攻教育科学コース臨床心理学領域への転入は認めない。

(1) 転領域

学生が所属するコース内で転領域を希望する場合には、現指導教員、受入れ予定指導教員及び所属コースの了承を得て転領域申請書を提出し、本研究科の承認を得る。

(2) 転コース

学生が他コースの分野への転コースを希望する場合には、現指導教員、所属コース、受入れ予定指導教員及びそのコースの了承を得て転専修申請書を提出し、選考試験を経て本研究科の承認を得る。

(3) 転専攻

学生が特別の事情により他専攻の分野への転専攻を希望する場合には、現指導教員、所属コース、受入れ予定指導教員及びそのコースの了承を得て転専攻申請書を提出し、選考試験を経て本研究科の承認を得る。

VI. 関係規則

1. 弘前大学大学院教育学研究科規程

(趣旨)

第1条 弘前大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、弘前大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)及び弘前大学学位規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第1条の2 研究科は、教育学部における教育研究を基礎として、教育科学及び教科教育学の諸科学について、精深な教育研究を行うと共に、高度な教育実践を創造しリードするための資質能力を備えた教育職員等の養成を目的とする。

2 各専攻の教育研究上の目的は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学校教育専攻

学校教育を取り巻く地域社会の今日的な教育課題や学校における各教科の教育に関する固有の課題に対し、学術分野の総合的な教育・研究を行うことにより、高度な理論を軸とした実践的指導力を備えた人材の育成を目的とする。

(2) 教職実践専攻

学校教育が直面している教育課題に対して、理論と実践との往還を通じた省察をもとに、学校内外の専門家と協議しながら、その解決に向けた教育実践を創造しリードしていく教員の育成を目的とする。

(コース及び領域)

第2条 研究科の各専攻に、次に掲げるコース及び領域を置く。

専攻	コース	領域
学校教育専攻	教育科学	教育科学, 臨床心理学
	特別支援教育	特別支援教育
	教科実践	国語教育, 社会科教育, 数学教育, 理科教育, 音楽教育, 美術教育, 保健体育, 技術教育, 家政教育, 英語教育
教職実践専攻	ミドルリーダー養成	
	教育実践開発	

2 学生は、学校教育専攻にあつてはいずれかの領域に、教職実践専攻にあつてはいずれかのコースに属するものとする。

(心理臨床相談室)

第2条の2 研究科に、心理臨床相談室を置く。

2 心理臨床相談室に関する事項は、別に定める。

(指導教員)

第3条 研究科の教育、研究及び論文の指導のため、指導教員を置く。

2 指導教員は、当該コースにおける研究科担当の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教をもってこれに充てることができる。

(教育方法)

第4条 修士課程の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第5条 研究科委員会が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期に授業及び研究指導を行うことができる。

(専門科目の区分、授業科目及び単位)

第6条 学校教育専攻(学校教育専攻教育科学コース臨床心理学領域を除く。)の専門科目は、共通科目、専門科目及び自由科目とし、授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

2 教職実践専攻の専門科目は、基礎科目、独自テーマ科目、発展科目、教育実践研究科目及び実習科目とし、授業科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

3 学校教育専攻教育科学コース臨床心理学領域の専門科目は、臨床心理学に関する必修科目、臨床心理学に関する選択科目、課題研究及び自由科目とし、授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。

第7条 学生は、指導教員の指導に基づき、別表第3及び別表第4に定めるところにより、学校教育専攻(教育科学コース臨床心理学領域を除く。)にあつては30単位以上、学校教育専攻教育科学コース臨床心理学領域にあつては32単位以上、教職実践専攻にあつては46単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の届出)

第8条 学生は、履修しようとする授業科目を、指定の期日までに研究科長に届け出て承認を得なければならない。

2 前項の手續終了後は、特別の事情が生じた場合以外は、履修授業科目を変更することができない。

(単位修得の認定)

第9条 各授業科目の単位認定は、試験又は研究報告等により、授業科目担当教員が行うものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第10条 大学院学則第18条の規定により、他大学大学院における授業科目を履修しようとする者は、履修願その他必要書類を研究科長に提出しなければならない。

2 前項の規定による願い出があつた場合は、研究科委員会の議を経て許可する。

3 前項の規定により許可された者の修得した単位は、研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で、研究科において修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条 大学院学則第20条の規定により、学生が研究科に入学する前に研究科又は他の研究科において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科委員会の議を経て、研究科に入学した後の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、研究科において履修した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

(留学)

第12条 大学院学則第43条の規定により、外国の大学の大学院に留学を志願しようとする者は、留学願その他必要書類を研究科長に提出しなければならない。

2 前項の規定による願い出があつた場合は、研究科委員会の議を経て許可する。

3 前項の規定により留学した場合は、第10条第3項の規定を準用する。

(試験)

第13条 試験は、授業の終了する学期末又は学年末に行う。ただし、授業科目によっては、その他適当な時期に行うことがある。

2 学生は、第8条の手続を経て履修した授業科目についてのみ受験することができる。

(追試験)

第14条 やむを得ない事情により試験に欠席した者に対しては、研究科運営員会で審議の上、追試験を行なうことがある。

2 追試験を受けようとする者は、当該受験科目試験終了後7日以内に追試験願（病気の場合は医師の診断書もしくは受診を証明するものを、また、事故の場合はその証明書等を添付）を研究科長に提出しなければならない。

3 追試験は、原則としてそれぞれの学期の試験終了後30日以内に期日を指定して行う。

(成績)

第15条 成績の評語及び評点は、次のとおりとし、可以上を合格とする。

秀	100～90
優	89～80
良	79～70
可	69～60
不可	59以下

(専攻、コース及び領域の変更)

第16条 専攻、コース及び領域（学校教育専攻教育科学コース臨床心理学領域を除く。）の変更は、特別の事情が生じた場合に限り、研究科委員会の議を経て許可することができる。

2 専攻、コース及び領域を変更した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て決定する。

(修士論文の提出資格)

第17条 学校教育専攻において修士論文を提出することができる者は、研究科に所定の期間在学し、必要な研究指導を受け、かつ、第7条に定めるところにより、30単位以上（学校教育専攻教育科学コース臨床心理学領域にあつては32単位以上）を修得した又は修得見込みの者とする。

(最終試験)

第18条 学校教育専攻の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文を提出した者について、領域別に行うものとする。

2 教職実践専攻の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学習成果報告書及び国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する規程（平成19年規程第14号）第5条第3項に規定する研究倫理教育の受講を証明する書類を提出した者について、コース別に行うものとする。

(課程修了の認定)

第19条 修士課程の修了は、研究科に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者には、研究科委員会の議を経て学長が認定する。

2 専門職学位課程の修了は、研究科に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、学習成果報告書の審査及び最終試験に合格した者には、研究科委員会の議を経て学長が認定する。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第20条 小学校教諭，中学校教諭，高等学校教諭，幼稚園教諭，特別支援学校教諭又は養護教諭の一種免許状の所要資格を有する者で当該免許状に係る専修免許状授与の所要資格を取得しようとするものは，教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の単位を修得し，修了と認定された者が本研究科の専攻において資格を取得できる教育職員免許状の種類は，別表第5のとおりとする。

(科目等履修生)

第21条 科目等履修生として研究科で開講する授業科目を履修しようとする者があるときは，当該授業科目の授業に支障がない場合に限り，大学院学則第51条の規定により，研究科委員会の議を経て，入学を許可することがある。

2 科目等履修生として入学しようとする者は，毎学期指定する期日までに，所定の科目等履修生入学願書，履歴書及び別に指定する書類に検定料を添えて研究科長に提出しなければならない。

3 科目等履修生の在学期間は，1学期間在学することを原則とする。

4 科目等履修期間を超えて引き続き在学しようとするときは，願い出により期間を延長することができる。

5 科目等履修生として学修に適しないと研究科委員会が認めた者は，履修の許可を取り消すことがある。

(研究生)

第22条 研究科において，特定の専門事項について研究しようとする者があるときは，大学院学則第52条の規定により，研究科委員会の議を経て研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は，修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者とする。

3 研究生を志願する者は，研究生入学願書，履歴書，検定料及び別に指定する書類を，指定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

4 研究生の在学期間は，1年以内とする。ただし，願い出によりその期間の延長を許可することができる。

5 研究生が研究を修了した場合は，その研究概要を指導教員を経て研究科長に提出し，研究科委員会の認定を受けなければならない。

6 研究生には，願い出により，研究科長が研究事項につき証明書を交付する。

(聴講生)

第23条 研究科の授業を聴講しようとする者があるときは，大学院学則第54条の規定により，研究科委員会の議を経て聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生を志願する者は，聴講生入学願書，履歴書，検定料及び別に指定する書類を，指定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

3 聴講生の在学期間は，1年以内とする。ただし，願い出によりその期間の延長を許可することができる。

(特別研究学生)

第24条 他大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で，研究科において特別の専門事項について研究しようとする者があるときは，大学院学則第53条の規定により，研

究科委員会の議を経て特別研究学生として入学を許可することができる。

- 2 特別研究学生を志願する者は、当該大学の学長を経て、特別研究学生入学願書その他必要書類を、指定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

(特別聴講学生)

第25条 他大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、研究科の授業科目を履修しようとする者があるときは、大学院学則第55条の規定により、研究科委員会の議を経て特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生を志願する者は、当該大学の学長を経て、特別聴講学生入学願書その他必要書類を、指定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の弘前大学大学院教育学研究科規則（平成6年規則第25号）は、この規程の施行に関わらず、平成16年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学又は転学する者が本学に在学しなくなるまでの間、なおその効力を有する。

附 則

この規程は、平成17年6月20日から施行し、改正後の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者及び平成18年度以前の入学者の属する年次に転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者及び平成19年度以前の入学者の属する年次に転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者及び平成19年度以前の入学者の属する年次に転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者及び平成21年度以前の入学者の属する年次に転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者及び平成23年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者及び平成25年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者及び平成27年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者及び平成28年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表第1(第6条関係)

専攻, コース別専門科目

学校教育専攻

専攻共通

科目区分	授業科目	単位数	備考
共通科目	教育実践研究Ⅰ	2	
	教育実践研究Ⅱ	2	
	教育活動演習	4	
	研究倫理Ⅰ	1	
	研究倫理Ⅱ	1	
	学校教育課題研究	4	
	教科教育課題研究	4	

(1)教育科学コース 教育科学領域

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	教育方法特論	2	6 単位以上を選択
	社会教育特論	2	
	教育社会学特論Ⅰ	2	
	教育社会学特論Ⅱ	2	
	教育心理学特論	2	
	発達心理学特論	2	
	教育学特論	2	
	幼児教育特論	2	
	教育方法演習	2	4 単位以上を選択
	社会教育演習	2	
	教育社会学演習Ⅰ	2	
	教育社会学演習Ⅱ	2	
	教育心理学演習	2	
	発達心理学演習	2	
	教育学演習	2	
	幼児教育演習	2	
	教育科学調査実習	2	2 科目以上を選択
	教育科学実践演習	2	
	教育科学実験演習	2	

(2)特別支援教育コース 特別支援教育領域

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	特別支援教育原理論Ⅰ	2	6 単位以上を選択
	特別支援教育原理論Ⅱ	2	
	特別支援教育特論Ⅰ	2	
	特別支援教育特論Ⅱ	2	
	特別支援教育各論Ⅰ	2	
	特別支援教育各論Ⅱ	2	
	特別支援教育開発演習Ⅰ	2	4 単位以上を選択
	特別支援教育開発演習Ⅱ	2	
	特別支援教育開発演習Ⅲ	2	
	特別支援教育開発実習Ⅰ	2	
	特別支援教育開発実習Ⅱ	2	
	特別支援教育開発実習Ⅲ	2	
	特別支援教育実践演習Ⅰ	2	4 単位以上を選択
	特別支援教育実践演習Ⅱ	2	
	特別支援教育実践実習Ⅰ	2	
	特別支援教育実践実習Ⅱ	2	
	特別支援教育相談支援実習Ⅰ	2	
	特別支援教育相談支援実習Ⅱ	2	

(3) 教科実践コース 国語教育領域, 社会科教育領域, 数学教育領域, 理科教育領域,
音楽教育領域, 美術教育領域, 保健体育領域, 技術教育領域,
家政教育領域, 英語教育領域

科目区分	授業科目	単位数	備 考	
専門科目	国語教育内容論 I	2	6 単位以上を選択	
	国語教育内容論 II	2		
	国語教育内容論 III	2		
	社会科教育内容論 I	2		
	社会科教育内容論 II	2		
	社会科教育内容論 III	2		
	数学教育内容論 I	2		
	数学教育内容論 II	2		
	数学教育内容論 III	2		
	理科教育内容論 I	2		
	理科教育内容論 II	2		
	理科教育内容論 III	2		
	音楽教育内容論 I	2		
	音楽教育内容論 II	2		
	音楽教育内容論 III	2		
	美術教育内容論 I	2		
	美術教育内容論 II	2		
	美術教育内容論 III	2		
	保健体育科教育内容論 I	2		
	保健体育科教育内容論 II	2		
	保健体育科教育内容論 III	2		
	技術教育内容論 I	2		
	技術教育内容論 II	2		
	技術教育内容論 III	2		
	家政教育内容論 I	2		
	家政教育内容論 II	2		
	家政教育内容論 III	2		
	英語教育内容論 I	2		
	英語教育内容論 II	2		
	英語教育内容論 III	2		
	国語教材方法論 I	2		4 単位以上を選択
	国語教材方法論 II	2		
	国語教材方法論 III	2		
	社会科教材方法論 I	2		
社会科教材方法論 II	2			
社会科教材方法論 III	2			
数学教材方法論 I	2			
数学教材方法論 II	2			
数学教材方法論 III	2			
理科教材方法論 I	2			
理科教材方法論 II	2			
理科教材方法論 III	2			
音楽教材方法論 I	2			
音楽教材方法論 II	2			
音楽教材方法論 III	2			
美術教材方法論 I	2			
美術教材方法論 II	2			
美術教材方法論 III	2			
保健体育科教材方法論 I	2			
保健体育科教材方法論 II	2			
保健体育科教材方法論 III	2			

技術教材方法論 I	2	
技術教材方法論 II	2	
技術教材方法論 III	2	
家政教材方法論 I	2	
家政教材方法論 II	2	
家政教材方法論 III	2	
英語教材方法論 I	2	
英語教材方法論 II	2	
英語教材方法論 III	2	
国語教材実践演習 I	2	4 単位以上を選択
国語教材実践演習 II	2	
国語教材実践演習 III	2	
社会科教材実践演習 I	2	
社会科教材実践演習 II	2	
社会科教材実践演習 III	2	
数学教材実践演習 I	2	
数学教材実践演習 II	2	
数学教材実践演習 III	2	
理科教材実践演習 I	2	
理科教材実践演習 II	2	
理科教材実践演習 III	2	
音楽教材実践演習 I	2	
音楽教材実践演習 II	2	
音楽教材実践演習 III	2	
美術教材実践演習 I	2	
美術教材実践演習 II	2	
美術教材実践演習 III	2	
保健体育科教材実践演習 I	2	
保健体育科教材実践演習 II	2	
保健体育科教材実践演習 III	2	
技術教材実践演習 I	2	
技術教材実践演習 II	2	
技術教材実践演習 III	2	
家政教材実践演習 I	2	
家政教材実践演習 II	2	
家政教材実践演習 III	2	
英語教材実践演習 I	2	
英語教材実践演習 II	2	
英語教材実践演習 III	2	

別表第2(第6条関係)

教職実践専攻

専攻共通

科目区分	授業科目	単位数	備考
基礎科目	教育課程編成をめぐる動向と課題	2	
	教育課程の開発と実践	2	
	学びの様式と授業づくり	2	
	教科領域指導研究	2	
	生徒指導の理論的視点と実践的視点	2	
	教育相談の理論と方法	2	
	学校安全と危機管理	2	
	教育経営の課題と実践	2	
	教育における社会的包摂	2	
	現代の学校と教員をめぐる動向と課題	2	
独自テーマ科目	あおもりの教育Ⅰ(環境)	2	
	あおもりの教育Ⅱ(健康)	2	
発展科目	教科領域指導研究(発展)	2	
	養護実践課題解決研究	2	
	特別支援教育の教育課程の実施と評価	2	
教育実践研究科目	教育実践研究法(教育実践研究Ⅰ)	1	
	教育実践研究Ⅱ	1	
	教育実践研究Ⅲ	1	
	教育実践研究Ⅳ	1	

(1) ミドルリーダー養成コース

科目区分	授業科目	単位数	備考
発展科目	地域教育課題研究(教育課程編成・教材開発)	2	
	協働的生徒指導のマネジメント	2	
	学校の地域協働と危機管理	2	
	教育法規の理論と実践	2	
	学校教育と教育行政	2	
	教職員の職能成長	2	
	学校保健のマネジメント	2	
	学校安全と事故防止	2	
	養護実践課題解決研究(発展)	2	
	実習科目	実習ⅠA-1(課題把握)	4
実習ⅠA-2(課題把握)		1	
実習ⅡA(仮説形成)		3	
実習ⅢA(課題検証)		2	

(2) 教育実践開発コース

科目区分	授業科目	単位数	備考
発展科目	地域教育課題研究(授業づくり)	2	
	教科領域の理論と実践	2	
	実践的教育相談の課題と展開	2	
	教育実践課題解決研究	2	
	教育における社会的包摂の課題研究	2	
	幼児児童教育の理解	2	
実習科目	実習ⅠB-1(課題把握)	1	
	実習ⅠB-2(課題把握)	2	
	実習ⅡB(仮説形成)	2	
	実習ⅢB(課題解決研究)	3	
	実習ⅣB(課題解決検証)	2	

別表第3 (第6条及び第7条関係)

学校教育専攻教育科学コース臨床心理学領域の専門科目及び履修基準表の各科目区分から、履修基準に示された単位数を修得する。

教育科学コース 教育科学領域

科目区分	授業科目	単位数	履修基準	
臨床心理学に関する必修科目	臨床心理学特論Ⅰ	2	18	
	臨床心理学特論Ⅱ	2		
	臨床心理面接特論Ⅰ	2		
	臨床心理面接特論Ⅱ	2		
	臨床心理面接特論Ⅲ	2		
	臨床心理査定演習Ⅰ	2		
	臨床心理査定演習Ⅱ	2		
	臨床心理基礎実習	2		
	臨床心理実習	2		
臨床心理学に関する選択科目	A 群	心理学研究法特論	2	2
		心理学統計法特論	2	
		臨床心理学研究法特論Ⅰ	2	
		臨床心理学研究法特論Ⅱ	2	
	B 群	人格心理学特論	2	2
		学習心理学特論	2	
		発達心理学特論	2	
	C 群	社会心理学特論	2	2
		家族心理学特論	2	
		臨床心理関連行政論	2	
	D 群	精神医学特論	2	2
		心身医学特論	2	
	E 群	ブリーフセラピー特論	2	2
		行動療法特論	2	
		投映法特論Ⅰ	2	
投映法特論Ⅱ		2		
学校臨床心理学特論		2		
課題研究	課題研究	4	4	
自由科目				
計			32	

注：これらの授業科目は、臨床心理学に関する選択科目のA～D群の科目を除き、臨床心理学領域に所属する学生に限り履修することができる。

別表第4 (第7条関係)

専攻別履修基準及び履修方法(学校教育専攻教育科学コース臨床心理学領域を除く。)

履修基準

表の各科目区分から、示された単位数を修得する。

専攻	科目区分	共通科目	専門科目	自由科目	基礎科目	独自テーマ科目	発展科目	教育実践研究科目	実習科目	計
	学校教育専攻		13	14	3					
教職実践専攻					20	4	8以上	4	10	46

履修方法

共通科目：授業科目のうち、教育実践研究Ⅰ・Ⅱ、教育活動演習及び研究倫理Ⅰを必修とする。

学校教育課題研究又は教科教育課題研究のいずれかを選択必修とする。

専門科目：定められた区分によるものとし、合計で14単位以上を修得する。

自由科目：別表第1において専門科目に掲げるすべての授業科目及び別表第3の臨床心理学に関する選択科目のA～D群に掲げる授業科目うちから、研究目的に照らして選択し、3単位以上を修得するものとする。ただし、指導教員との協議により、弘前大学大学院共通科目及び他研究科の開講する科目を2単位を上限として、自由科目とすることができる。

基礎科目：すべての授業科目を必修とする。

独自テーマ科目：すべての授業科目を必修とする。

発展科目：所属するコースの授業科目から6単位以上を含めて、合計8単位以上を修得するものとする。

教育実践研究科目：すべての授業科目を必修とする。

実習科目：所属するコースのすべての授業科目を必修とする。

別表第5（第20条関係）

教育職員免許状の種類

専攻	免許状の種類	免許教科の種類
学校教育専攻	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業指導，英語
	高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，看護，家庭，職業指導，英語
	特別支援学校教諭専修免許状	
教職実践専攻	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業指導，英語
	高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，職業指導，英語
	幼稚園教諭専修免許状	
	養護教諭専修免許状	

2. 学位論文の審査及び最終試験の実施に関する内規

(趣旨)

第1条 修士(教育学)の学位論文の審査及び最終試験の実施に関しては、弘前大学大学院学則、弘前大学学位規則(以下学位規則、という)及び弘前大学大学院教育学研究科規程に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(学位論文の提出)

第2条 学位論文を提出できる者は、本研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得した者又は見込みの者とする。

2 学位論文の審査を受けようとする者は、「学位論文審査願」(学位規則様式第1)に論文目録(学位規則様式第3)、「学位論文」、「履歴書」(学位規則様式第4)、「学位論文要旨」(研究科様式1)及び国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する規程(平成19年規程第14号)第5条第3項に規定する研究倫理教育の受講を証明する書類を添えて、研究科長を経て学長に提出する。

なお、学位論文の表紙には、学位論文であること、研究題目、所属する専攻、専修名、学籍番号、氏名、指導教員名を記載する。

3 学位論文の提出期限は、本研究科修了見込年度の1月末日(9月修了予定の者にあつては7月末日)正午とする。

(審査委員)

第3条 各専修(学校教育専修においては各分野)は、提出予定の学位論文1編につき主査1名及び副査2名の審査委員候補者を推薦書(研究科様式2)により、修了見込年度の12月25日(9月修了予定の者にあつては6月末日)までに研究科長に提出する。

なお、主査には大学院設置基準第9条に定める修士課程の研究指導及び講義担当適格者(Mマル合)を推薦する。

2 研究科委員会は、前項の推薦に基づき、審査委員を決定する。

(学位論文の審査及び最終試験の実施)

第4条 学位論文の審査及び最終試験は、主査の統括の下に審査委員が実施する。

2 最終試験は、学位論文の審査終了後に、当該学位論文を中心として、これに関連のある事項について口頭又は筆答により行う。

3 学位論文の審査及び最終試験の成績の評価は、合格又は不合格とする。

4 学位論文の審査及び最終試験の実施は、修了見込年度の2月末日(9月修了予定の者にあつては8月末日)までに終了する。

(審査結果及び成績の報告)

第5条 審査委員は、学位論文の審査結果及び最終試験の成績を「学位論文審査及び最終試験結果報告書」(研究科様式3)により、修了見込年度の2月末日(9月修了予定の者にあつては8月末日)までに研究科長に提出する。

なお、その際、学位論文に添付する審査概要を、学位論文審査概評報告書(研究科様式4)により、併せて提出する。

(学位論文及び学位論文要旨の保存)

第6条 審査に合格した学位論文は、電子化して弘前大学学術情報リポジトリにおいて保存し、原則として公開する。

2 学位論文要旨は、本研究科で保存する。

(その他)

第7条 第2条、第3条、第4条及び第5条の規定において提出期限の日が土曜日である場合はその翌々日、日曜日又は休日である場合はその翌日を該当日に読み替える。

附 則

1 この内規は、平成19年4月1日から施行し、この日に在籍する学生から適用する。

2 平成6年4月1日施行の学位論文の審査及び最終試験の実施に関する内規は廃止する。

3 この内規は、平成20年4月1日から施行し、この日に在籍する学生から適用する。ただし、第6条については平成19年度修了者にも適用する。

4 この内規は、平成30年4月1日から施行し、この日に在籍する学生から適用する。ただし、第2条の2については、平成29年度以前の入学者及び平成28年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者は、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3. 学習成果報告書の審査の実施に関する内規

(趣旨)

第1条 教職修士(専門職)の学習成果報告書の審査の実施に関しては、弘前大学大学院学則、弘前大学学位規則(以下学位規則、という)及び弘前大学大学院教育学研究科規程に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(学習成果報告書の提出)

第2条 学習成果報告書を提出できる者は、本専攻に2年以上在学し、所定の履修科目及び実習において46単位以上修得した者又は見込みの者とする。

2 学習成果報告書の審査を受けようとする者は、「学習成果報告書要旨」(研究科様式1)及び国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する規程(平成19年規程第14号)第5条第3項に規定する研究倫理教育の受講を証明する書類を添えて、研究科長を経て学長に提出する。審査の参考とするポートフォリオは、第3条で決定される審査委員の主査に2部提出する。

3 学習成果報告書の提出期限は、本専攻修了見込年度の1月末日正午とする。

(審査委員)

第3条 各コースとも、提出予定の学習成果報告書1編につき、主査1名及び副査2名の審査員候補者を推薦書(研究科様式2)により、修了見込年度の12月25日までに研究科長に提出する。

2 研究科委員会は、前項の推薦に基づき、審査委員を決定する。

(学習成果報告書の審査)

第4条 学習成果報告書の審査は、主査の統括の下に審査委員が実施する。

2 学習成果報告書の評価は、合格又は不合格とする。

3 学習成果報告書の審査は、修了見込年度の2月末日までに終了する。

(審査結果及び成績の報告)

第5条 審査委員は、学習成果報告書の審査結果及び成績を「学習成果報告書結果報告書」(研究科様式3)により、修了見込年度の2月末日までに研究科長に提出する。

なお、その際、学習成果報告書に添付する審査概要を、「学習成果報告書審査概評報告書」(研究科様式4)により、併せて提出する。

(学習成果報告書及び学習成果報告書要旨及びポートフォリオの保存)

第6条 審査に合格した学習成果報告書は、電子化して弘前大学学術情報リポジトリにおいて保存し、原則として公開する。

2 学習成果報告書要旨及びポートフォリオは、本研究科で保存する。

(その他)

第7条 第2条, 第3条, 第4条及び第5条の規定において提出期限の日が土曜日である場合はその翌々日, 日曜日又は休日である場合はその翌日を該当日に読み替える。

附 則

- 1 この内規は, 平成29年4月1日から施行し, この日に在籍する学生から適用する。
- 2 この内規は, 平成30年4月1日から施行し, この日に在籍する学生から適用する。
ただし, 第2条の2については, 平成29年度以前の入学者は, 改正後の規定にかかわらず, なお, 従前の例による。